# 中世村落における惣判・惣印について

薗部寿樹

On the Sou-han and Sou-in in the Medieval Villages of Japan

はじめに

1 物中文言

3 ②物 物印 判

4 村落名署判と村の公印

#### [論文要旨]

本論文は、文書の署判の位置に書かれた村落集団の名の下に付された判(「惣判」)や

印(「惣印」)について考察したものである。

定文言、衆議文言などの「惣中文言」は、村落集団の文書制定の意思を署判の位置でき、村落集団の名称や「定文言」、「衆議文言」が書かれる例が多い。村落集団名の署、考察対象を限定した。村落内部文書の署判の位置には単なる村落名表記はほとんどな考察対象を限定した。村落内部文書の署判の位置には単なる村落名表記はほとんどなけ落集を限定した。村落内部文書の署判の位置に書かれた村落名や村落集団名は、差出人村落が外部に発給した文書の署判の位置に書かれた村落名や村落集団名は、差出人村落が外部に発給した文書の署判の位置に書かれた村落名や村落集団名は、差出人

ある。それは、中近世移行期村落の動揺に対して、年寄衆・座衆身分集団がとった村惣判は、一六世紀以降、年寄衆・座衆身分の年寄が、惣中文言に単独で据えた判で

明示するものであった。

落運営維持策のひとつであった。

で相違はない。

立した。惣判と惣印は、いずれも惣中文言の正当性を担保するもので、両者に本質的立した。惣判と惣印は、いずれも惣中文言の正当性を担保するもので、両者に本質的に、朱印状や都市からの影響による捺印慣行の村落への浸透を直接的な要因として成に、朱印状や都市惣印があらわれる。惣印は、一五世紀末期の都市惣判の形成を背景

を迎える村が多い。

「村の公印」が成立する。ただし、村の公印が作られず、村落名署判のまま近代する「村の公印」が成立する。ただし、村の公印が作られず、村落名署判」が成立する。さらに一八世紀中期、村の名や村の役職名を印文とえた「村落名署判」が成立する。さらに一八世紀中期、村の名や村の役職名を印文と

言及び惣判との関連、村落名署判へ変化する背景などの課題を提示した。最後に、村落関係文書全般における惣判・惣印の検討、百姓等申状の署判と惣中文

#### はじめに

この論考で川嶋氏は

であること(②久多荘や山国荘の特殊な花押・略押は、惣(村落集団)固有のもの(①惣(村落集団)の花押は、個人の花押によって代用されていたこと)

③山科七郷の黒印は惣独自の印であり、近世の惣・惣百姓の印の先駆

との相違などを課題として提示された。などの重要な点をあきらかにされた。そして、惣の花押・略押と惣の印

つけてみたい。 (3) したこともあり、川嶋氏の議論に大きないが、その課題解決の糸口をみしたこともあり、川嶋氏の議論に大きな刺激を受けた。川嶋氏の提起ししたこともあり、川嶋氏の議論に大きな刺激を受けた。川嶋氏の提起し

う。 名の下に惣判や惣印を据えることの意味やその背景は何か、探ってみよ名の下に惣判や惣印を据えることの意味やその背景は何か、探ってみよ村落集団の印を「惣印」とそれぞれ呼ぶことにしたい。村落(集団)の本稿では議論の都合上、村落集団の花押・略押を総称して「惣判」、

# ❶惣中文言

いまのところ困難である。

伝来)が基本的に完結するものである。 の「日記」など、単一の村落集団内部で文書としての機能(作成・伝達・論をはじめることにしたい。村落内部文書とは、村落定書や村落内部用論をはで、対外的な要素を排除するために、村落内部文書に限定して議

は、除外した。 本稿では、村落内部文書のなかで村落(集団)の意思を決定または表 本稿では、村落内部文書のなかで村落(集団)でなされているものなど)は検討の範囲に含めた。年紀未詳のもの 団〉でなされているものなど)は検討の範囲に含めた。年紀未詳のもの 団〉でなされているものなど)は検討の範囲に含めた。年紀未詳のもの 団〉でなされているものなど)は検討の範囲に含めた。年紀未詳のもの 団〉でなされているものなど)は検討の範囲に含めた。年紀未詳のもの 団〉でなされているものなど)は検討の範囲に含めた。年紀未詳のもの 団〉でなされているものなど)は検討の範囲に含めた。年紀未詳のもの 団〉でなされているものなど)は検討の範囲に含めた。年紀未詳のものは、除外した。

あたる)。の「表4の惣判・惣印の推移」の「村落内部文書の総数」欄の合計数にの「表4の惣判・惣印の推移」の「村落内部文書の総数」欄の合計数にこのような条件で収集した村落内部文書は、三九三通であった(後掲

ると、前者はほとんどみられないことに気付く。する)。そこで、署判における村落名記載と村落集団名記載とを比較す落名・村落集団名以外の文言についても収載しているが、この点は後述落集団名を記載している史料を抽出したものである(ただし表1には村表1は、以上の村落内部文書のなかで、署判の位置に村落名または村

落集団名でも個人の署判でもない記載があることに気付く。そこで、収集した史料の署判の箇所をあらためて点検してみると、村

であることを明示したものである。と呼んでおこう。定文言は、乙名・年寄集団や村落集団全体による制定といった文言が署判の位置に記されている。これらを一括して「定文言」まず、「サタメヲカル」、「定之」、「をとなたちの定なり」、「村人改之」

で指摘した。 で指摘した。 で指摘した。 で指摘した。 で指摘した。 でがのであることは、すでに前稿 では書かれている。これらを「衆議文言」と呼んでおく。衆議文言が村 ではあした。

をことさらに表示する必要は本来的にないと思われる。だから、村落集村落集団名の署判に話を戻そう。同一村落内で、自分たちの地域名称

るべきではなかろうか。が当該文書を合議・制定したことを明示する意図がこめられているとみ村落集団名の署判記載にも、定文言や衆議文言と同様に、その村落集団団名の記載も、単なる地域表示ではないであろう。そうであるならば、

本稿では、村落集団名の署、定文言、衆議文言のように、

村落集団の

溝惣長衆」(乙名衆)や「今堀惣代」など、村落集団指導層を表示する語言」と呼んでおきたい。「惣中文言、衆議文言がみえる。また、「蛇文言であるという点による。あらためて、表1をみてみよう。この表の「惣中文言」の欄には、前あらためて、表1をみてみよう。この表の「惣中文言」の欄には、前本による。と呼んでおきたい。「惣中文言」と命名したのは、単なる村落名記言」と呼んでおきたい。「惣中文言」と命名したのは、単なる村落名記言」と呼んでおきたい。「惣中文言」との名は、単なる村落名記言」と呼んでおきたい。「惣中文

惣中文言とみなし表1に収載した。在を示したと解しうるものが若干みられる(表1の61番など)。これも、在を示したと解しうるものが若干みられる(表1の61番など)。これも、また村落名記載でも、単なる地名表示ではなく、村落集団の意思の所

句も村落集団の意思を示したものとして惣中文言に含めた。

ことがあるのではないかと思われる。この点は後考を期したい。 景には、古老・住人身分から乙名・村人身分へと村落内身分が変化した 期でもある。この時期に表1にみられるような惣中文言があらわれる背 文言が出現した一三世紀中期は、村落内部で文書が作成されはじめる時 このようにして収集した惣中文言所載文書は一三○通であった。惣中

作業も宿題としてとりあえず保留することにして、さきに進もう。や文書作成の経緯などを個別に調査し考察していく必要があろう。このや文書作成の経緯などを個別に調査し考察していく必要があろう。このはなかった。したがって、惣中文言記載の意味は、村落集団の内部状況と世紀中期まで、どの時期にもまんべんなくみられ時期的に大きな偏りまた惣中文言は、一三世紀中期以降、当面の文書収集の目処とした一

#### 表 1 惣中文言所載文書一覧

No.	西暦	年号	年	月	文 書 名	文書所蔵者	出 典	文書番号	惣中文言	署判者合計
1	1252	建長	4	5	唐国村刀祢百姓等置文(案カ)	松尾寺文書	和泉市史1	P596	百姓等	0
2	1262	弘長	2	10	奥島荘中隠規文	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	2	敬白	15
3	1270	文永	7	閏 9	<b>ヰ、ムロ座衆置文案</b>	淡島神社文書	和歌山市史 4	114	サタメヲカル	15
4	1274	文永	11		大嶋社三度神事定日記	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	7	村人等	4
5	1281	弘安	4	4	大嶋社座衆衆議定規文	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	8	記之	0
6	1282	弘安	5	11	大嶋社正月十五日神事定日記	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	10	北津田住人等	4
7	1284	弘安	7	2	大嶋社三度神事足日記	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	13	村人等	4
8	1293	正応	6	8	柏原御堂結衆置文	西光寺文書	和歌山県史中世史料1	7	結衆各々	1
9	1298	永仁	6	6	近江国北津田・奥島両村人連署定書	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	16	北津田(住人カ)・奥嶋分	97
10	1298	永仁	6	10	惟宗延末紛失状	勝尾寺文書	鎌倉遺文26	19868	村人等	12
11	1315	正和	4	3	三部大明神神田等支配帳	相賀神社文書	紀伊続風土記3 古文書部9	P194	百姓等敬白	0
12	1319	文保	3	3	弥勒八講講衆契状	滝畑弥勒堂所蔵文書	河内長野市史 5		弥勒講衆等	20
13	1326	嘉暦	1	5	大島大座修理田定置文	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	26	津田村人為向後証拠署判	7
14	1342	康永	1	2	奥島・津田両荘村人衆議置文	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	29	両庄村人等	0
15	1347	貞和	3	6	東村人紛失状裏書	王子神社文書	和歌山県史中世史料1	12	東村人	0
16	1347	貞和	3	11	市石女田券紛失状	西光寺文書	和歌山県史中世史料1	27	為後代証文村人署判	4
17	1368	応安	1	11	大島奥津島社御供定書	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	64	両村人	0
18	1383	永徳	3	1	今堀郷結鎮頭定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	357	勤之罕	0
19	1384	至徳	1	1	今堀郷結鎮頭入物定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	331	依衆儀評定所定如件	0
20	1384	至徳	1	12	四鄉内東鄉四至定書	滝区有文書	かつらぎ町史古代中世史料編	6	四郷ヲトナ七人・サハクリ七人	0
21	1388	嘉慶	2	3	今堀神田目録	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	332	今堀村人等定之	0
22	1394	応永	1	1	恋野村堂座證文(写カ)	芋生家所蔵文書	橋本市史 下	P733	堂座	33
23	1395	応永	2	1	赤塚村堂座證文(写カ)	上田正義氏所蔵文書	橋本市史 下	P743	堂座	17
24	1395	応永	2	11	橋本・武久頼母子定書	橋本左右神社文書	近江蒲生郡志 5	1368	うのとしのをとなたちの定なり	3
25	1395	応永	2	12	井手岩山定状	滝区有文書	かつらぎ町史古代中世史料編	597	定之	0
26	1397	応永	4	4	座敷定文	成福寺文書	和歌山市史4	28	講衆中定	2
27	1397	応永	4	6	今堀惣中衆議定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	389	衆儀如件	0
28	1400	応永	7	3	ヨハイ岡山定状	短野区有文書	かつらぎ町史古代中世史料編	602	定之	0
29	1400	応永	7	11	南津田上れう使組物等配分定書木札	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	94	両村人	2
30	1402	応永	9	2	<b>相追山定状</b>	短野区有文書	かつらぎ町史古代中世史料編	605	定之	0
31	1407	応永	14	7	神畠蛇溝覚	蛇溝共有文書	八日市市史 5 史料 I	3	村人改之	0
32	1410	応永	17	9	東村ヤマトノ料頭定書	王子神社文書	和歌山県史中世史料1	111	東村人等	0

33	1413	応永	20	11	大島社神田定置文	大島奥津島神社文書	大島奥津島神社文書	111	奥嶋村人	5
34	1416	応永	23	3	安明寺五座置文	河野家所蔵文書	日本史研究207号	30	本座、南座、新座、弥座、僧座	5
35	1424	応永	31	4	伽陀寺二月頭免田定状	向井家文書	和歌山県史中世史料2	35	衆中之定	0
36	1424	応永	31	8	賀太八幡宮神事入物日記	向井家文書	和歌山県史中世史料2	36	賀太惣庄座衆	0
37	1441	嘉吉	1	6	十二谷下池築堤祭文	藤田家文書	泉佐野市史	3	諸輩各敬白	0
38	1441	嘉吉	1	8	奥嶋・北津田徳政定書	大島奥津島神社文書	大島奧津島神社文書	128	沙汰人、北津田、奥嶋	2
39	1448	文安	5	11	今堀郷衆議定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	369	始之	0
40	1449	文安	6	2	<b>菅浦惣荘合戦注記</b>	<b>菅浦文書</b>	菅浦文書	628	<b>菅浦惣</b> 庄	0
41	1451	宝徳	3	11		今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	327	村人等定所如件	0
42	1456	康正	2	2	国中宮十七講米定書	国中神社文書	水口町志 下	P93	時之和尚	3
43	1458	長禄	2	11	安明寺五座置文	河野家所蔵文書	日本史研究207号	34	本座、南座、新座、弥座、僧座	5
44	1460	長禄	4	1	二天八王子御神事頭番帳	竹大与杼野神社文書	宮座と村落の史的研究	P288	諸結衆敬白	1
45	1460	長禄	4	11	直川荘千手寺寺僧・番頭等置文写	玉井家文書	和歌山市史 4	224	庄内番頭(寺僧と対)	9
46	1461	長禄	5	2	柏原村人等畠券紛失状	西光寺文書	和歌山県史中世史料1	66	証拠村人等	4
47	1461	寛正	2	7	<b>菅浦惣荘置文</b>	<b>菅浦文書</b>	菅浦文書	227	廿人乙名中	6
48	1461	寛正	2	11	<b>菅浦大浦両荘騒動記</b>	<b>菅浦文書</b>	<b>菅浦文書</b>	323	書之	0
49	1463	寛正	4	11	今堀郷如法経道場定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	590	之定	0
50	1463	寛正	4	11	柏原村氏人等紛失状	西光寺文書	和歌山県史中世史料1	67	柏原村氏人各々敬白	0
51	1467	応仁	1	7	国中宮安居供花定書	国中神社文書	水口町志 下	P94	当時十七講衆	7
52	1470	文明	2	5	難波村牛頭天王社神領定書	難波八坂神社文書	東浅井郡志 4	5	難波村惣中	0
53	1470	文明	2	6	<b>菅浦惣荘前田内徳置文</b>	菅浦文書	菅浦文書	351	<b>菅浦惣庄乙名共在判</b>	0
54	1472	文明	4	8	<b>菅浦荘百姓惣中置文</b>	菅浦文書	<b>菅浦文書</b>	848	をきふミ也	0
55	1475	文明	7	4	仰木荘田所大明神親村由緒之次第	小椋神社親村所蔵文書	近江地方史研究21号	1	親村置文也	8
56	1475	文明	7	4	仰木荘親村衆式目條	小椋神社親村所藏文書	近江地方史研究21号	2	親村兄衆	8
57	1475	文明	7	4	仰木荘親村惣帳	小椋神社親村所蔵文書	近江地方史研究21号	3	親村惣帳	42
58	1476	文明	8	10	天野地堂日記	丹生広良家文書	かつらぎ町史古代中世史料編	116	地下ノヲトナ衆サタメヲカレ候	5
59	1477	文明	9	2	三谷・教良寺両村氏人衆立合山証文	教良寺区有文書	かつらぎ町史古代中世史料編	117	三谷・教良寺両村氏人衆	0
60	1481	文明	13	8	霊松寺敷地契約状	霊松寺文書	高槻市史 3	226	大座、新座、コカラ座	3
61	1487	長享	1	10	短野山置文	短野区有文書	かつらぎ町史古代中世史料編	636	短野村	0
62	1502	文亀	2	3	今堀郷衆議定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	375	改之	0
63	1503	文亀	3	6	春日粟田大明神座配定書	尾崎家文書	海南市史 3	8	左座、右座	10
64	1504	永正	1	10	今堀郷直物定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	374	衆儀定之	0
65	1504	永正	1	11	村米日記	短野区有文書	かつらぎ町史古代中世史料編	641	ムラノニキ サタムコナリ	0
66	1506	永正	3	10	<b>菅浦荘白山講人数書</b>	菅浦文書	菅浦文書	866	定分如此	20

No.	西暦	年号	年	月	文 書 名	文書所蔵者	出典	文書番号	惣中文言	署判者合計
67	1513	永正	10	4	三社小神事帳	菅田神社文書	近江蒲生郡志 6	1807	惣官中	12
68	1513	永正	10	12	四郷惣衆定書	滝区文書	かつらぎ町史古代中世史料編	9	四郷惣衆儀	0
69	1516	永正	13	10	東村三箇村地下定書	王子神社文書	和歌山県史中世史料1	196	三ヶ庄	0
70	1518	永正	15	12	得珍保南鄉商売定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	600	南郷	0
71	1524	大永	4	11	鞆淵八幡宮籠札銘	鞆淵八幡神社文書	和歌山県史中世史料1	77	氏人百姓各々謹白	8
72	1527	大永	7	5	近江山越商人定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	62	山越衆中	0
73	1529	享禄	2	12	今堀郷惣中定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	20	今堀郷惣中	1
74	1531	享禄	4	3	近江余呉上丹生村定書	上丹生区有文書	東京大学史料編纂所写真帳		十八人のおとな也	0
75	1533	天文	2		山田天神定置文	仲川喜次郎氏文書	近江栗太郡志 4	P588	村人より定置状	0
76	1534	天文	3	10	河野惣中連署請文	西野次郎兵衛家文書	福井県史資料編 6	31	かわのノ惣中	8
77	1546	天文	15	11	柏原村人衆置文	西光寺文書	和歌山県史中世史料1	79	村人衆ヲノヲノ	1
78	1553	天文	22	6	大井分木事書	宮川文書	山東町史史料編	47	相撲庭	0
79	1554	天文	23	12	今堀郷惣分定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	347	今堀惣分	0
80	1556	弘治	2		今堀郷惣中定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	5	改之	0
81	1557	弘治	3	2	近江山越商人惣中定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	64	山越惣	0
82	1568	永禄	11	12	<b>菅浦惣中壁書</b>	菅浦文書	<b>菅浦文書</b>	925	十六人之長男、東西之中老廿人	0
83	1570	元亀	1	12	布留社式目	森<武>家文書	改訂天理市史 史料編1	P 8	此代長男持人数捌衆分	0
84	1573	天正	1	10	堂坊主渡物書上	蛇溝共有文書	八日市市史 5 史料 I	10	へひミそおとなしゆ	0
85	1577	天正	5	12	近江安治村家役定書	安治区有文書	太閤検地論Ⅲ	199	安治村惣代	6
86	1579	天正	7	3	<b>惣社森稲荷社神事次第写</b>	かりそめのひとりごと	阪南論集17-4	8	上之長名衆中	9
87	1579	天正	7	10	蛇溝地蔵堂かうかつ渡日記	蛇溝共有文書	八日市市史 5 史料 I	16	蛇溝惣長衆	0
88	1581	天正	9	9	棟別・地打条々事書	三船神社文書	和歌山県史中世史料1	3	氏人中、庄中	0
89	1581	天正	9	12	蛇溝惣鍋置目	蛇溝共有文書	八日市市史 5 史料 I	23	惣衆儀	0
90	1582	天正	10	11	近江安治村惣中掟書	安治区有文書	太閤検地論Ⅲ	201	安治村惣中	0
91	1582	天正	10	12	今堀郷年寄・若衆置目	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	366	年寄惣分、若衆惣分	2
92	1583	天正	11	7	今堀郷惣中定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	467	今堀惣中連判	0
93	1583	天正	11	7	今堀郷惣分連署定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	468	今堀惣分	90
94	1583	天正	11	11	近江大森物中起請文	広田神社文書	中世政治社会思想 下	60	大森惣中究也	0
95	1584	天正	12	12	今堀郷惣分定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	469	今堀惣分	0
96	1585	天正	13	6	近江上大森惣分定書	上大森共有文書	近江蒲生郡志 6	1444	上大もり惣分	0
97	1587	天正	15	3	蛇溝惣置目	蛇溝町共有文書	八日市市史 6 史料Ⅱ	1	蛇溝惣	0
98	1588	天正	16	7	今堀郷惣分置文	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	367	今堀惣分	1
99	1589	天正	17	3	今堀惣分寄進下地定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	455	今堀惣分	0

100	1590	天正	18	10	今堀惣分掟書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	368	今堀惣分	4
101	1591	天正	19	8	今堀惣分連署定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	470	今堀惣分	75
102	1591	天正	19	9	宇田村惣起請文	神宮文庫蔵山中文書	水口町志 下	263	宇田村惣	0
103	1595	文禄	4	3	大滝村惣中定書	大滝神社文書	福井県史資料編 6	23	大滝村神郷	67
104	1599	慶長	4	5	今堀惣分置文	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	254	今堀惣分	2
105	1602	慶長	7	4	鬼住村惣中法度	鬼住区有文書	河内長野市史 6	1	鬼住村中	0
106	1603	慶長	8	12	岩倉石屋定書	中村佐一郎氏所蔵文書	東京大学史料編纂所影写本		石屋惣分	1
107	1605	慶長	10	6	宇治河原村惣中起請文	字川共有文書	滋賀縣史 5 参考史料	706	宇治河原村十五人衆	20
108	1606	慶長	11	3	宇治河原村惣中定書	宇川共有文書	中世政治社会思想 下	79	宇治河原村惣	0
109	1606	慶長	11	3	字治河原村惣中定書	宇川共有文書	中世政治社会思想 下	79補注	宇治河原村惣	0
110	1606	慶長	11	3	宇治河原村惣中定書	宇川共有文書	滋賀縣史5 参考史料	706	宇治河原村惣	0
111	1606	慶長	11	6	宇治河原村石塚境目覚書写	字川共有文書	宇川共有文書調査報告書 下	12-2-10	宇田村惣	1
112	1607	慶長	12	6	宇治河原村惣中定書	宇川共有文書	滋賀縣史5 参考史料	706	宇治河原村惣	0
113	1608	慶長	13	9	蛇溝惣中神事直定書	蛇溝町共有文書	八日市市史 6 史料 🛚	1	蛇溝惣中	3
114	1608	慶長	13	12	字治河原村隣郷起請文前書	字川共有文書	中世政治社会思想 下	79補注	隣郷	0
115	1611	慶長	16	3	中野村惣中定書	中野共有文書	八日市市史 6 史料Ⅱ	1	惣中ヨリ	0
116	1613	慶長	18	3	年預衆定書	下比奈知村民家旧蔵文書	三国地誌111	P326	年預衆定	12
117	1616	元和	2	1	堅田舟頭中掟書	居初庫太氏所蔵文書	中世政治社会思想 下	84	舟頭惣代	2
118	1617	元和	3	1	おこない定書	北内貴川田神社文書	水口町文化財調査報告書	J- 5	惣	0
119	1617	元和	3	12	今堀村置文	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	247	今堀惣代	1
120	1620	元和	6	1	慈尊院村座講定書	中橋家文書	和歌山県史 近世史料4	4	慈尊院村中	0
121	1620	元和	6	5	佐目村定書	佐目区有文書	近世村落の経済と社会	P348	佐目惣中(長衆・中ろ衆・若衆)	6
122	1625	寛永	2	3	蛇溝惣中定書	蛇溝町共有文書	八日市市史 6 史料 🛘	2	惣中	0
123	1626	寛永	3	6	今堀惣中置文	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	255	惣中	0
124	1626	寛永	3	6	荒川荘定書	岡家文書	中世政治社会思想 下	89	安楽川庄中	21
125	1628	寛永	5	1	一色村惣中定書	市原村一式共有文書	近江蒲生郡志 5	1475	一色村惣中	1
126	1634	寛永	11	5	尾瀬村定書	羽馬完爾氏所蔵文書	富山県史史料編Ⅲ	1128	尾瀬村	3
127	1635	寛永	12	7	柴原南村惣中定書	柴原南町共有文書	八日市市史 6 史料 🛚	1	南村惣中	0
128	1639	寛永	16	8	今堀惣分定書	今堀日吉神社文書	今堀日吉神社文書集成	296 · 302	今堀惣分	71
129	1643	寛永	20	6	中野村惣中番所定書	中野共有文書	八日市市史 6 史料 II	9	中ノ村惣中	0
130	1646	正保	3	2	三津屋村烏帽子・乙名成定書	三津屋町共有文書	八日市市史 6 史料Ⅱ	1	<b>惣村中</b>	0

(註)「署判者合計」欄には、惣中文言のみで惣判・惣印のないものを署として算入していない。

#### ❷惣 判

有するものを抽出したものである。る。これは、表1にあげた惣中文言所載文書のなかから、惣判・惣印を惣判・惣印一覧」は、惣判及び惣印を載せた村落内部文書の一覧であつぎに、惣中文言に惣判を据えることの意味を考えてみたい。「表2

述するとして、惣判について考察してみよう。る。その内訳は、惣判が一二通、惣印が二通である。惣印については後表2によると、惣判・惣印を載せた村落内部文書は、全部で一四通あ

るとしたら誰の判か、という点から考えてみよう。 まず、①惣判は村落集団の判なのか個人の判なのか、②個人の判であ

①に関する先行研究の見解に異論はない。

①に関する先行研究の見解に異論はない。

①に関する先行研究の見解に異論はない。

②に関する先行研究の見解は、ほぼ一致している。水本邦彦氏は、一位に関する先行研究の見解は、ほぼ一致している。水本邦彦氏は、一位に関する先行研究の見解は、ほぼ一致している。水本邦彦氏は、一

かということであろう。 (1)あるとすれば、つぎに問題となるのは、②その判を据えた人は何者なのあるとすれば、つぎに問題となるのは、②その判を据えた人は何者なの少なくとも現在残されている惣判が集団のマークではなく個人の判で

押)」と荘(村落)ごとに署判されている。北津田荘(村)と奥嶋荘(村)そのうちで3番は、沙汰人の記載の下に「北津田(花押)」と「奥嶋(花

ある。

古ので、とりあえず表1に収めたが、複数村落における定書または契状とので、とりあえず表1に収めたが、複数村落における定書または契状とのが、とりあえず表1に収めたが、複数村落における定書または契状と

あると思われる。たものではなく、何らかの事情により越後公が執筆者として加えた判でたものではなく、何らかの事情により越後公が執筆者として加えた判でまた、4番の裏判は、文書の表に書かれた惣中文言に対して据えられ

割り出すことは困難である。したがって、いまのところ惣判・惣印そのものから直接その署判者を

そこで、表1の惣中文言をみてみよう。この惣中文言から、この文言

に判を加えうる者を推測すると、つぎのようになろう。

を加えると乙名・年寄関係は一八件に及ぶ。五人衆」(乙名集団)、「時之和尚」、「兄衆」(仰木荘で乙名と同義)、「中老」で三〇件抽出したが、うち一二件が「乙名」である。これに「年寄」、「十表3は、表1の惣中文言にみえる役職名を整理したものである。全部

る。これらは、いずれも村落を統括する役職である。(宮)は、菅田神社の神職であろうか。「氏人」は、村落上層の信仰集団であほかに「捌」、「沙汰人」、「番頭」、「年預衆」などがみられる。「惣官」

村落統括の所職名がそれぞれ散発的にみられるものといえよう。したがって惣中文言には、乙名・年寄がもっとも多くみられ、ついで(乙名)とセットで惣中文言にでており、副次的な位置にある。なお、「若衆」及び「名衆」 (名主衆の意か) は、すべて 「年寄」や 「長」

表 2 惣判・惣印一覧

No.	表1	西暦	文書名	惣中文書	惣判・惣印	署判者	備考
1	34	1416	安明寺五座置文	本座、南座、新座、弥座、僧座	花押	不明	花押は各座ごとに計五顆
2	36	1424	賀太八幡宮神事入物日記	賀太惣庄座衆	花押	不明	
3	38	1441	奥嶋・北津田徳政定書	沙汰人、北津田、奥嶋	花押	沙汰人	
4	40	1449	<b>菅浦惣荘合戦注記</b>	菅浦惣庄	裏花押	越後公カ	越後公は執筆者
5	43	1458	安明寺五座置文	本座、南座、新座、弥座、僧座	花押・略押	不明	花押・略押は各座ごとに計五顆
6	73	1529	今堀郷惣中定書	今堀郷惣中	花押	不明	
7	91	1582	今堀郷年寄・若衆置目	年寄惣分、若衆惣分	略押·花押	不明	年寄惣分、若衆惣分ごとに判あり
8	98	1588	今堀郷惣分置文	今堀惣分	花押	不明	
9	101	1591	今堀惣分連署定書	今堀惣分	花押	田中久蔵	惣判の他に74人の連署判あり
10	104	1599	今堀惣分置文	今堀惣分	花押	不明	惣判の他に道正の署判あり
11	117	1616	堅田舟頭中掟書	舟頭惣代	黒印	不明	惣印の他に市兵衛の署判あり
12	119	1617	今堀村置文	今堀惣代	略押	神主	
13	125	1628	一色村惣中定書	一色村惣中	印	不明	
14	128	1639	今堀惣分定書	今堀惣分	署のみ	神主	惣判(署)の他に70人の連署判あり

(註)「表1」の欄は、当該史料の表1における番号を示したものである。

表 3 惣中文言にみえる役職名

役 職 名	表1における番号	件数	備考
乙名(をとな・長男・長)	20, 24, 47, 53, 58, 74, 82, 83, 84, 86, 87, 121	12	
年寄	91	1	
十五人衆	107	1	乙名または年寄であろう
時之和尚	42	1	
兄衆	56	1	乙名と同様であろう
中老	82, 121	2	
若衆	91, 121	2	乙名または年寄とセット
捌	20	1	
沙汰人	38	1	奥嶋・北津田の沙汰人
番頭	45	1	
氏人	50, 59, 71, 88	4	
惣官	67	1	
年預衆	116	1	
名衆	86	1	
合 計		30	

のといえよう。 役職を明らかにできないため、 惣中文言にみられる役職名は、 ていた。ただ少なくとも一七世紀前期までの事例では惣判者の個人名と 運営層」、「長衆」、「年寄衆」(以上、水本氏) であるという指摘がなされ じつは先行研究において、 惣判の署判者は「惣運営層」(川嶋氏) このような先行研究の推定を支持するも 一般的な推測にとどまっていた。 以上の ゃ

惣判そのものにもどろう。 以上の推定のうえに、さらに惣判者を確定

0

0

0

1

0

1

3

9

4 (惣印2)

0

0

4

1

1

4

14

4 (惣印2)

有署判文書の 数(1) 惣中文言所載 文書の数 物判惣印文書 の数(A)(2) 物判惣印文書 の数(B(3) 0 0 15 10 0

6

11

13

21

16

27

26

惣判・惣印の推移

393 273 130 (註)(1)村落内部文書のうちで、署判(署のみも含む)をもつものの数。

表 4

15

13

16

32

26

79

76

村落内部文書 の総数

22

17

28

33

61

50

93

88

1通

13世紀前期

13世紀後期

14世紀前期

14世紀後期

15世紀前期

15世紀後期

16世紀前期

16世紀後期

17世紀前期

ところで以前、

筆者は村落財政と村落内身分との関連について議論し

(2)惣判惣印文書の数(A)は、表2にみえる惣判・惣印所載文書の数。( ) は内数。

(3)惣判所載文書の数(B)は、(A)から表 2 の No. 1・3・4・5・7 を除外したもの。

載文書の数、 われる。そこで、 するためのもうひとつの手がかりは、 表4は、 表4をみてみたい

に区切って示したものである。 収集した村落内部文書の総数、 及び惣判・惣印を所載する文書の数の変化を、 ここで問題にしたいのは、 物判が据えられた時期にあると思 有署判文書の数、 惣判・惣印を 五〇年ごと 物中文言所

所載する文書の数の推移である。

的な惣判の事例とはみなせない。 前述した理由から除外すべきである。 混入している。まず、表2の3番奥嶋・北津田徳政定書(署判者は奥嶋 互または年寄・若衆相互の契状としての意義があるので、 北津田の沙汰人) れている。ところが、この欄には惣判者を推定するには不適切な文書が 「惣判惣印文書の数(A)」欄には、表2で示した文書がすべて算入さ 及び今堀郷年寄・若衆置目(7番) と同4番菅浦惣荘合戦注記 黒鳥村の安明寺五座置文 は 一村内部ではあるが五座相 (署判者は越後公か) いずれも一 1 5 は 般

期的にみて、とりあえず例外的な存在とみなしておきたい。 を据える必要があったのか、その背景はいまのところ不明である。(ユム) という点で安明寺五座置文と類似するが、 られる。これは、 は賀太荘八幡宮の神事に関する定書である そこで、これらの例を削除して整理しなおしたのが (B)」である。 これをみると、 「賀太惣庄座衆」に据えられた花押であり、 一五世紀前期に惣判所載文書が なぜこの時期に座衆として判 (表2の2番)。 「惣判惣印文書の 座名への 内 容的 一点み 判

ろう。 宮座の乙名・年寄であるということになる べて一六世紀以降のものばかりである。 ける惣判 つづく惣判惣印所載文書は、 ここから、 惣印は、 惣判の署判者は 基本的には一 享禄二年(一五二九)をはじめとしてす 六世紀以降のものであるといってよか 一六世紀以降の村落運営層、 したがって、 村落内部文書にお すなわち

惣判を定義することができよう。の問題や対外的な村落文書の問題をひとまず捨象すると、以上のように分のうちの年寄が惣中文言に単独で据えた判である。一七世紀中期以降(村落内部文書における)惣判とは、中近世移行期に年寄衆・座衆身

事情があるのではないかとの推測を呼ぶ。 いよいよ、惣中文言に年寄が単判を据えた理由を考えるときがきた。 いよいよ、惣中文言に年寄が単判を据えた理由を考えるときがきた。 いよいよ、惣中文言に年寄が単判を据えた理由を考えるときがきた。 いよいよ、惣中文言に年寄が単判を据えた理由を考えるときがきた。

と、気になるのはかつて筆者自身が「『今堀惣中』に付された判はおのおと、気になるのはかつて筆者自身が「『今堀惣中』に付された判はおのおら、気になるのはかつて筆者自身が「『今堀惣中』に付された判はおのおと、気になるのはかつて筆者自身が「『今堀惣中』に付された判はおのおとアプリオリにみている点は問題である。この点を、具体的な史料を通とアプリオリにみている点は問題である。この点を、具体的な史料を通とアプリオリにみている点は問題である。この点を、具体的な史料を通とアプリオリにみている点は問題である。この点を、具体的な史料を通とアプリオリにみている点は問題である。この点を、具体的な史料を通とアプリオリにみている点は問題である。この点を、具体的な史料を通とアプリオリにみている点は問題である。この点を、具体的な史料を通とアプリオリにみている点は問題である。この点を、具体的な史料を通とアプリオリにみている点は問題である。この点を、具体的な史料を通とアプリオリにみている点は問題である。この点を、具体的な史料を通して考えてみよう。

# 提目条々事

定

天正十九八月廿一日 物分(花押) (年度) 一御検地御帳儀、御代官より御以礼候間者、そしやう可申候条、相一御検地御帳儀、御代官より御以礼候間者、そしやう可申候条、相一のにのは、御代官より御以礼候間者、そしやう可申候条、相一のにのから、地下儀はしり候共、一味同心ニ可仕候事かな候ハすハ、地下儀はしり候共、一味同心ニ可仕候事がなくしくが、地下人内うけ状仕候上者、自前一御代官より被仰付御年貢米之事、地下人内うけ状仕候上者、自前一御代官より被仰付御年貢米之事、地下人内うけ状仕候上者、自前

左衛門太郎(花押) 五郎兵へ(略押) 二郎四郎(略押)

(以下、七○人の連署判〈うち、二六人の判はない〉は省略)

ここに引用した天正一九年(一五九一)今堀惣分連署定書(表2の9 この文書に付された多数の連署判は、この規制の遵守を誓約する意味でなの文書に付された多数の連署判は、この規制であり、この規制を犯した者に対しては交際を禁ずる旨の罰則が付されている。したがって、この文書に付された多数の連署判は、この規制であり、この規制を犯した者に対しては交際を禁ずる旨の罰則が付されている。したがって、この文書に付された多数の連署判は、この規制の遵守を誓約する意味でなって、この文書に付された多数の連署判は、この規制の遵守を誓約する意味でなって、この文書に付された多数の連署判は、この規制の遵守を誓約する意味でなって、この文書に対して、この規制の遵守を誓約する意味でなって、この文書に対して、この規制の遵守を誓約する意味でなって、この文書に対して、この規制の遵守を誓約する意味でなって、この文書に対した。この規制の遵守を誓約する意味でなって、この文書に対して、この規制の遵守を誓約する意味でなって、この文書に対して、この文

あろうか。

さ「代表者」の(それも無記名の)判を据えたと解するのは、いかがでましてや、多数連署判で遵守が保証されている村落内部文書に、わざわましてや、多数連署判で遵守が保証されている村落内部文書に、わざわし、「今堀惣分」に据えられた花押は、無記名である点からみて、しかし「今堀惣分」に据えられた花押は、無記名である点からみて、

られている。道正の署判が村落代表者としての署判であるとすれば、そ番)には、道正の署判と「今堀惣分」の文言と惣判(花押一顆)が据え別な例をみてみよう。慶長四年(一五九九)今堀惣分置文(表2の10

思われる。 分の惣判にも、やはり村落代表とは異なる意図がこめられているものとかに加えてことさらに今堀惣分の惣判を据えたのはなぜか。この今堀惣

うか。めのではないとしたら、この惣判にはどのような意味があるのだろめのものではないとしたら、この惣判にはどのような意味があるのだろめてこで話を天正一九年今堀惣分連署定書に戻そう。村落を代表するた

あろう。 の惣判が年寄衆の一人として据えられたものであることは間違いないでおの田中久蔵個人の履歴は不明であるが、これまでの議論から考えてこして、逆に誓約を強制した側の署判とうけとれる。前述したように署判受ける。それは多数連署判が規制遵守を誓約した(させられた)のに対この史料の惣判は、それに続く多数連署判とは明らかに異質な印象をこの史料の惣判は、それに続く多数連署判とは明らかに異質な印象を

(署なし)であるのは、判を据えた年寄個人を越えて、年寄衆全体(年揺を高圧的に鎮めるねらいがあったものといえよう。この惣判が無記名する年寄衆集団の権威を「今堀惣分」の名のもとに示し、村落集団の動対応してとった手段なのである。そしてこの文書の惣判は、村落を指導数連署判(の強制)は、年寄衆が村落集団の動揺や村落構成員の反発に数のような事態からみて、引用した天正一九年今堀惣分連署定書の多

らったものと思われる。寄物分)の意思を「今堀物分」の総意として権威づけ強制する効果をね

電永一六年(一六三九)今堀惣分定書(表2の14番)は、長兵衛との 電永一六年(一六三九)今堀惣分定書(表2の14番)は、長兵衛との の惣判と同様な機能を果たしたものとみてよいだろう。 の惣判と同様な機能を果たしたものとみてよいだろう。 の惣判と同様な機能を果たしたものとみてよいだろう。 の惣判と同様な機能を果たしたものとみてよいだろう。 の惣判と同様な機能を果たしたものとみてよいだろう。

と解することができよう。
こうした多数連署判の一部欠如という状況も、村落の動揺を物語るものこうした多数連署判の一部欠如という状況も、村落の動揺を物語るもの二六人おり、寛永一六年では七〇人の連署判のうち一〇人に判がない。る。天正一九年の文書で七四人の連署判のうち署のみで判のないものがる。天正一九年の文書で七四人の連署判のうち署のみで判のないものがえている点に、惣中文言及び惣判のもとに繰り返し多数連署判を強制しこのように、惣中文言及び惣判のもとに繰り返し多数連署判を強制し

策のひとつであった。すなわち、中近世移行期の村落内部文書における「なのような動向に対応して年寄衆・座衆身分集団がとった村落運営維持で国荒川荘でも、三船神社宮座の年寄衆・座衆による村落運営が動揺したのような動向に対応して年寄衆・座衆身分れであった。たとえば紀のような動向に対応して年寄衆・座衆はよる村落運営が動揺したのような動向に対応して年寄衆・座衆はよる村落運営が動揺したのような動にしているのような状況は、今堀郷に限ったことではな中近世移行期におけるこのような状況は、今堀郷に限ったことではな中近世移行期におけるこのような状況は、今堀郷に限ったことではな中近世移行期におけるこのような状況は、今堀郷に限ったことではな

惣判は、村落内身分の動揺に起因するものであったのである。 <sup>(2)</sup>

## 3 惣 印

な略押と惣判・惣印との関連からみてみたい。 つがみえる。これらについては後述することとして、まず山国荘の特殊た黒印(11番)と寛永五年(一六二八)一色村惣中の印(13番)との二表2には、元和二年(一六一六)堅田舟頭中掟書の舟頭惣代に付されつづいて、惣印の成立とその背景について考えてみよう。

形略押」と呼んでおこう。<br/>
表5は、山国荘に特徴的にみられる略押をまとめたものである。<br/>
が略押」と呼んでおこう。<br/>
ここでは、勝田氏の指摘をもとに、このような略押を「木印を財流域、山国荘などの大堰川流域に特徴的にみられるもので、<br/>
後流しるという。<br/>
ここでは、勝田氏の指摘をもとに、このような略押を「木印を財活」など安記号である。<br/>
勝田至氏によれば、このような判は、<br/>
久多荘や葛川など安記号である。<br/>
勝田至氏によれば、このような略押を表出み合わせた特徴的など安記号である。<br/>
は、<br/>
は、<br/>
は、<br/>
と呼んでおこう。

表5から、この木印型略押の特徴をみておこう。まず第一に指摘すべる。この点は、通常の花押や略押と異なるものといえよう。 3・7・9番に用いられている「大」は、須河家相伝の略押のようであほぼ同時期に用いられている点は、通常の略押と同様である。一方、2・ほぼ同時期に用いられている点は、通常の略押と同様である。一方、2・ほぼ同時期に用いられている点は、通常の略押と異なるものといえよう。

長うま、山国主こおする象中と言い象別をまいめたものである。長5問題としたいのはこれが惣判として用いられている点である。 このように木印形略押そのものも興味深い研究対象であるが、本稿で

村の「小」(7・8番)、山国庄惣中の「二」(9・10番)、(中江村) 村中に掲出した木印形略押の惣判も再掲してある。これによると、(黒田)下表6は、山国荘における惣中文言と惣判をまとめたものである。表5

(17~19番)の「大一」など、木印形略押の惣判がみえる。

ものである。 黒田下村は、もともと通常の略押を惣判としていた(表6の3番)が、 黒田下村は、もともと通常の略押を惣判としていた(表6の3番)が、 黒田下村は、もともと通常の略押を惣判としていた(表6の3番)が、

うに の3番)。以上の点から、木印型略押の惣判は、略押であっても、 時代によって形状が変化するとは考えにくいから、事実上「印」と同様 定され相伝されていく前提として参照されるべきであろう。したがって 有の略押として用いられるようになった。木印形略押が個人の家で相伝 同荘の事情を考える前に、別な事例を提示しておきたい。 し用いられた一六世紀中期から「実質的な惣印」がみられたわけである. と同様のものといえよう。すなわち山国荘域では、同一の判形が繰り返 印であるが、木印形略押を円形の印にした「筏判形」もみられる な意義を有するものとなるだろう。ずっと下って一九世紀後期、個人の 川嶋氏が指摘しているように、この木印形略押は花押と異なり書き手や されていたと思われる点も、村落集団内で同形の木印形略押に惣判が固 そして元禄年間の記録に黒田各村の「惣しるし」が記載されているよ それでは何故に山国荘域で(実質的)惣印が成立したのであろうか。 (表6の21番)、 ある段階から特定個人の木印形略押が村落集団固

塚村堂衆中」という惣中文言に「朱印」が捺され、それに続いて堂座衆ころが元禄一六年(一七〇三)赤塚村堂座衆連署證文には、「隅田庄赤は惣判はなく、堂座講中(諸頭一七人)の連署判が据えられていた。と表1の23番)に「堂座」の惣中文言がみられた地域である。この文書に入伊国隅田荘赤塚村は、応永二年(一三九五)赤塚村堂座證文(写か。

をことに強調している文書も別に残されている。(マン)位」、「順席」を確認したものである。また同村には堂座衆の地位や血筋一七人が署判しているのである。この文書は、堂座衆(諸頭)の「堂座

語という事態がかくれていると思われる。 でなる目的で捺されたものであろう。この背景に、堂座講中の身分の動 がらみて、この朱印は、堂座講中の身分を荘厳しその権威を強調し誇 ないらみて、この朱印は、堂座講中の身分を荘厳しその権威を強調し誇 ないチ横二・三センチの大振りの印である。この印の朱墨は、同文書に この朱印は、漢字一字(文字未解読)が稚拙に陰刻された、縦二・五

惣判ではなく惣印であったのだろうか。

惣判ではなく惣印であったのだろうか。しかしそれではなぜ、赤塚村では年寄衆・座衆による村落運営の動揺、村落内身分の形骸化という要因がことを示している。したがって、惣印の成立においても、惣判と同様に、このことは、赤塚村における惣判の成立と同様の事情によるものであるこのことは、赤塚村における惣印の出現が、中近世移行期における年

そこで再び山国荘の事例に戻ってみよう。山国荘の(実質的)惣印文

のと思われる。 られない。しかし、このような問題は当時の山国荘にも内在していたもられない。しかし、このような問題は当時の山国荘にも内在していたも書には、年寄衆・座衆身分の村落運営の動揺を直接示すような内容はみ

物中、 れたものである。これらの点から、 この点からみて、 証はみあたらない。したがって、同様な政治状況におかれた地域でも、 である。また、木印そのものも筏流しという運輸・流通に際して用いら ある。これは、これまでみてきた村落内部文書の惣判と大きく異なる点 は売券、契状、宛行状などで、すべてが対外的な要素をもつ文書なので 要因は前提条件ではあっても十分条件とはいえないようである。 山国荘域でもこれら以外の村落では、木印形略押の惣判が用いられた徴 く黒田下村及び黒田宮村、黒田上村、そして黒田村である。一方、同じ (実質的) 惣印があるところとそうでないところとがあったわけである そこであらためて山国荘の ただ山国荘域でも、 黒田下村、 惣印の成立にとって、村落運営の動揺などの内在的な 中江村で、さらに近世の記録(表6の21番) 木印形略押の惣判が明瞭にみられるのは、 (実質的) 惣印文書をみてみると、それら 木印形略押の惣判すなわち(実質的 では同じ 山国荘

500 (Jai)	
署判者	
采女部光吉ら3人	
沙弥教阿弥	
沙弥教阿弥	
沙弥道厳ら3人	
沙弥道厳ら3人	
妙性、西右馬	
内田法学	
<b>莊又五郎</b>	
須河祢宜貞国	「大」は須河家相伝の略押か
地下長男	他に四沙汰人の判あり
三条原	
中務丞	
<b>惣判者不明</b>	他に7人の署判あり
惣判者不明	他に3人の署判あり
<b>惣判者不明</b>	
妙源及び子の治郎	
上石畠治郎	
久保中司	
<b>物判者不明</b>	
西うら四郎三郎	
湯上谷次郎太郎ら3人	
左近ら15人	大布施惣中宛
辻村彦三郎ら3人	
村中	
<b>物判者不明</b>	他に7人の連署判あり
長二郎	
組頭五郎右衛門ら12人	大の略押を使う者が2人居る
<b>物判者不明</b>	他に10人の署判あり
<b>物判者不明</b>	他に10人の署判あり
<b>物判者不明</b>	他に10人の署判あり
久左衛門ら	
甚左衛門ら	
菅河道節	
	後印=円内に木印を記した印
	他に下村などの惣しるしあり

表 5 山国荘「木印形略押」一覧

No.	西暦	年号	年	月	文 書 名	文書所蔵者	出典	番号	署判形態
1	1309	延慶	2	7	采女部光吉田地処分状	西八郎家文書	黒田	672	略押(「十」など)
2	1348	貞和	4	3	教阿山畠譲状	菅河仁家文書	黒田	291	略押(「大」)
3	1348	貞和	4	3	教阿田地譲状	菅河仁家文書	黒田	292	略押(「大」)
4	1354	文和	3	10	沙弥道厳田畠処分状	西八郎家文書	黒田	674	略押(「三に縦棒」)
5	1354	文和	3	10	沙弥道厳田畠処分状	西八郎家文書	黒田	675	略押(「三に縦棒」、「卅」)
6	1398	応永	5	4	妙性山売券	西八郎家文書	黒田	680	略押(「卅」など)
7	1406	応永	13	5	内田法学山地売券	菅河嘉家文書	黒田	331	略押(「大」)
8	1449	文安	6	2	<b>荘又五郎山畑売券</b>	西八郎家文書	黒田	684	略押(「二」)
9	1459	長禄	3	2	須河祢宜貞国田地譲状	菅河仁家文書	黒田	300	略押(「大」)
10	1468	応仁	2	11	山国惣荘山地売券写	西家文書	山国	197	略押(「井」・「大」・「十一」・「天」)
11	1496	明応	5	7	三条原畠売券	藤野家文書	山国	71	略押(「井」)
12	1540	天文	9	3	中務丞山地譲状	小畠家文書	山国	79	略押 (「×」)
13	1545	天文	14	10	下村惣中連署田地売券	井本家文書	山国	266	略押(「小」)
14	1552	天文	21	4	下村惣中田地売券	井本家文書	山国	277	略押(「小」)
15	1561	永禄	4	10	山国荘惣中契状	鳥居家文書	山国	40	略押(「二」)
16	1564	永禄	7	3	上石畠ノ妙源田地売券	西八郎家文書	黒田	698	略押 (「十」)
17	1568	永禄	11	12	上石畠治部田地売券	西八郎家文書	黒田	699	略押(「キ」)
18	1570	元亀	1	12	西山太郎三郎・久保中司預状	鳥居家文書	山国	50	略押 (「十」)
19	1571	元亀	2	3	山国惣庄宛行状	西八郎家文書	黒田	700	略押(「二」)
20	1576	天正	4	11	西うら四郎三郎畠売券	岡本家文書	黒田	706	略押(「キ」)
21	1578	天正	6	7	田貫村湯上谷次郎太郎田地売券	岡本家文書	黒田	712	略押(「井」など)
22	1598	慶長	3	6	大布施村 (?) 左近等連署置文	大布施村文書	下郷		略押(「小」など)
23	1607	慶長	12	10	三ヶ村山掟書	西八郎家文書	黒田	701	略押(「井」、「大一」)
24	1610	慶長	15	12	村中山地売券	河原林家文書	山国	116	略押(「大」)
25	1631	寛永	8	11	弥四郎田地売券	水口家文書	黒田	652	略押 (「×」)
26	1643	寛永	20	11	下丹波屋田地売券	井本昭家文書	黒田	337	略押(「大」・「井」・「二」)
27	1651	慶安	4	8	広河原五人組改帳	山国神社文書	黒田	508	略押(「大」、「十」など)
28	1653	承応	2	12	中江村村田売券	小畠家文書	山国	375	略押(「大一」)
29	1653	承応	2	12	中江村村田売券	小畠家文書	山国	376	略押(「大一」)
30	1654	承応	3	2	中江村村田売券	小畠家文書	山国	377	略押(「大一」)
31	1662	寛文	2	4	奥山住人連署請状	山国神社文書	黒田	510	略押(「下」、「二」など)
32	1670	寛文	10	8	奥山組頭十三人連署誓約状	山国神社文書	黒田	514	略押(「三」、「廿」)
33	1696	元禄	9	9	菅河道節山地譲状	菅河誠家文書	黒田	256	略押(「上」)
34	1867	慶応	3	6	下黒田村筏判形証状	大東藤家文書	黒田	489	筏印(「○に入字」など)
35					元禄年間西家永代書留	西家文書	黒田	148	「二」(二つ引)など

(註)「出典」欄の「山国」、「黒田」、「下郷」は、それぞれ以下の著書・史料写真帳を示すものである。 「山国」:野田只夫編『丹波国山国荘史料』(1958年、史籍刊行会) 「黒田」:野田只夫編『丹波国黒田村史料』(1966年、黒田自治会村誌編纂委員会) 「下郷」:『下郷共済会所蔵文書 木板花押古文書』(東京大学史料編纂所架蔵写真帳)

ろうか。 惣印はおもに外的な契機によって成立したとみたほうがよいのではなか

文書なのである。このことも、 できるのではなかろうか。 形略押の惣判も、 冒頭でみた山科七郷の惣印 かたや書状かたや売券で、 (印文 同様な事情を物語るものと解することが 「山科」 の黒印) いずれも対外的要素をもつ や久多惣中の木印

形状が固定されている点で実質的には惣印とみるべきであろう。そして 花押印は、 この都市の 惣印の多くが る可能性は少なくない。このことに留意しつつ表7をみると、都市惣判 は筆者が気付いた限りのものであり、これ以外に都市の惣判・惣印があ 表は、中世都市共同体の惣判・惣印をまとめたものである。 そこで注意したいのは、 花押という点で惣判と共通する面をもっているが、 (実質的) 「花押印」 惣印が、一五世紀末期からみられる点に注意した である点に注目したい 都市の状況である。表7をみてみよう。 (五八例中の四○例)。 ただしこれ 印として

山科七郷の惣印が一六世紀前期、 表2にみえる堅田と一色村の惣印は

> ある。 れの村落の惣印よりもはやく都市の 六世紀前期及び中期からのものである。したがって、管見の限りいず 七世紀前期である。 また久多荘や山国荘における(実質的) (実質的) 惣印が出現しているので 惣印

賀には、 状も残されている。 衆に関する制札をだしている。 落に流入した動向の 問題はある。ただ、 ある真観寺であり、 天正五年 印が捺されているのである。 日下に「紀州雑嘉」 (一五七七)、 戦争を契機とする都鄙間交流で都市の また雑賀足軽衆を都市的な存在に擬してよいかなど、 一環に、 雑賀足軽衆は河内真観寺に対して在所の足軽 この史料を位置づけておきたい。 の紫印のみが捺された戦国期の雑賀惣中書 この制札の「雑賀足軽衆惣中」の署に 制札の宛先は村落ではなくその領主で (物) なお、 印が村

は、

村でありながら、また湖上交通の拠点でもあった。その意味で、 印を本稿では、村落の惣印とみなした。しかし周知のごとく、 衛の署判とならんで、「舟頭惣代」の署に黒印が据えられている。この 元和二年(一六一六) 堅田舟頭中定書 (表2の11番) には、 堅田は漁 辻の市兵 堅田は

おきたい。 の交流の影響によるものではなかろうか。 に村落内部文書における惣印の初見がみられるのは、 都市的な要素がいちはやく流入する地域といえる。 近隣の都市や紀ノ川水運の影響を背景として想定して 隅田荘赤塚村の その堅田

隣日野町の塗師集団である 生産した柿の売買に関するものであり、 または印が付されている。 内の布施村などの村名が記されており、 正徳二年(一七一二)近江国保内郷柿法度には、 布施村など印が六ヶ村である。 その内訳は、 この柿法度とは、 そのそれぞれに花押 その買い取り先は近 西村など花押が五ヶ 日下に保

村

#### 宛 先 考 備 水口左衛門尉重清ら3人 蓮花寺 他に増清の署判あり 黒田下村惣 他に増清の署判あり なし なし 袖に略押1顆あり 下林さこ殿 他に証人の判あり えいしやくはう 他に7人の署判あり 周祐之房 他に3人の署判あり 鳥居河内守殿 中江村西治部 京はり屋彦四郎殿 11人の連署付属 井ノ本左近殿 井ノ本左近殿 水口長右衛門殿 他に7人の連署判あり す川九兵衛殿ら3人 28人の連印付属 小畠甚藏殿 小畠掃部殿 他に10人の署判あり 釜田左近殿 他に10人の署判あり 小畠庄兵衛・掃部殿 他に10人の署判あり 庄屋勘兵衛殿 31人の連印付属 他に下村などの惣しるしあり

					表 6	八色	任惣判·	一晃 ————————————————————————————————————		
No.	西暦	年号	年	月	文 書 名	出典	番号	惣中文言	署判形態	署 判 者
1	1492	延徳	4	7	山国惣荘山地売券写	山国	158	山国惣庄	判なし	窪田赤房丸ら4人
2	1498	明応	7	11	黒田下村惣山地手継文書写	山国	234	黒田下村惣	在判	<b>惣判者不明</b>
3	1498	明応	7	11	黒田下村惣山地売券	山国	235	黒田下村惣	略押	<b>惣判者不明</b>
4	1533	天文	2	12	下村中在家銭在所目録	山国	258	下村中	判なし	<b>惣判者不明</b>
5	1539	天文	8	4	新田在所目録	山国	262	名主中	惣判なし	<b>物判者不明</b>
6	1539	天文	8	10	山国荘棚見方座中田地売券	竹田	11	棚見方座中	略押	不明
7	1545	天文	14	10	下村惣中連署田地売券	山国	266	下村惣中	略押 (「小」)	物判者不明
8	1552	天文	21	4	下村惣中田地売券	山国	277	下村中	略押(「小」)	<b>物判者不明</b>
9	1561	永禄	4	10	山国在惣中契状	山国	40	山国庄惣中	略押 (「二」)	<b>惣判者不明</b>
10	1571	元亀	2	3	山国惣庄宛行状	黒田	700	山国庄惣中	略押(「二」)	<b>物判者不明</b>
11	1598	慶長	3	12	黒田三ヶ村惣中山売券案	黒田	162	黒田三ヶ村惣中	惣判なし	物判者不明
12	1621	元和	7	12	下黒田惣村畠地売券	山国	307	下黒田村中	略押6顆	庄屋東ら6人
13	1621	元和	7	12	下黒田惣村田地売券	山国	308	下黒田村中	略押6顆	庄屋東ら6人
14	1631	寛永	8	11	弥四郎田地売券	黒田	652	村惣中	略押 (「—×—」)	<b>惣判者不明</b>
15	1639	元禄	6	12	春日大明神神領山覚状	黒田	9	上黒田村惣中	物判なし	<b>惣判者不明</b>
16	1649	慶安	2	12	中江村惣山売券	山国	373	中江村中	印5顆·略押1顆	庄屋ら5人
17	1653	承応	2	12	中江村村田売券	山国	375	村中	略押(「大一」)	<b>惣判者不明</b>
18	1653	承応	2	12	中江村村田売券	山国	376	村中	略押 (「大一」)	<b>惣判者不明</b>
19	1654	承応	3	2	中江村村田売券	山国	377	村中	略押(「大一」)	<b>惣判者不明</b>
20	1676	延宝	4	8	上黒田村中人足扶持代請取状	黒田	54	上黒田村中	惣判なし	<b>惣判者不明</b>
21					元禄年間西家永代書留	黒田	148	黒田惣しるし(など)	「二」(二つ引)など	

61

森村の署のみに印がみられるようになり、

寬保三年

(一七四

の村名の署にはすべて花押が据えられており、

印はみられな

同二〇年保内郷柿相談定書に九ヶ村のうち下大

(一七三二)保内郷柿相談定書には、上大森村など九ヶ村

方、保内から日野町にだされた文書では、続く享保

ている点である。

山園荘物料一覧

(註)「出典」欄の「山国」、「黒田」、「竹田」は、それぞれ以下の著書を示すものである。 「山国」:野田只夫編『丹波国山国荘史料』(1958年、史籍刊行会)

「黒田」:野田只夫編『丹波国黒田村史料』(1966年、黒田自治会村誌編纂委員会)

「竹田」: 竹田聴洲「近世村落の社寺と神仏と神仏習合」(1997年、国書刊行会) 所収「史料編」

渉やその売買を通して、

日野町の捺印の慣行が次第に保内に

るようになっていくのである。

以上のような文書のやりとりをみていると、

柿の値段の交

(%) 三)では各村を代表する庄屋三人の署にはすべて印が捺され

とする笹本氏の指摘とも照応するように思う が近世後期における ざまな形でおこなわれてきたわけである。印判状という支配 が捺印慣行の普及に全般的な影響力をもったであろうことは 流が捺印慣行を村落へもたらし定着させたものと思われるが 被支配の場の力とともに、より直接的には日常的な都鄙間交 否めない。しかしまた都鄙間の交流も、かなり以前からさま た契機は、 浸透していった様子がうかがえよう。 かがだろうか。このことは、 笹本正治氏によると、 戦国大名の印判状にあるという。 「村の公印」(後述) 村落民衆が印を使用するようになっ 都市的な場における「宿場印 成立の背景にある 確かに、 印判状

らには、 されている文書には、 が付されている。 四年 (一七一九)、同一八年、 この日野町からは、 渋柿直段定証文などの文書が保内にだされている。 日野町町人の連印や 注意すべきなのは、 花押や略押はなく、すべて印が捺され 正徳元年 及び寛保元年(一七四一)…… 「日野塗師当番中」 (一七一一)、 日野町から保内郷へだ 同 の文言と印 三年、 享保

#### 表 7 都市惣判・惣印一覧

No.	西暦	年号	年	月	文 書 名	都市名	出 典	惣中文言	署判形態	宛 先
1	1490	延徳	2	12	山田三方太布新座定書	伊勢山田	徴古文府 2	三方	<b>花押印</b>	彦左衛門
2	1493	明応	2	8	山田三方酒座定書	伊勢山田	徴古文府 2	三方	<b>花押印</b>	曾根又二郎
3	1493	明応	2	8	山田三方酒座定書	伊勢山田	徴古文府 2	三方	花押印	曽根彦右衛門
4	1493	明応	2	8	山田三方酒座定書	伊勢山田	徴古文府 2	三方	花押印	福島
5	1493	明応	2	8	山田三方酒座定書	伊勢山田	輯古帖1 (註1)	三方	花押印	福井
6	1497	明応	6	9	山田三方布座定書	伊勢山田	<b>徽</b> 古文府 2	三方	<b>花押印</b>	なし
7	1505	永正	2	12	山田三方油座定書	伊勢山田	徴古文府 2	三方	<b>花押印</b>	なし
8	1509	永正	6	閏8	山田三方釜座定書	伊勢山田	徴古文府 2	三方	花押印	なし
9	1511	永正	8	9	山田三方麹蘗座定書	伊勢山田	徴古文府 2	三方	花押印	なし
10	1526	大永	6	2	山田三方書状	伊勢山田	松葉安平氏所蔵文書1	三方	花押印	大塗師屋宗□□□
11	1526	大永	6	2	麻座中書状	伊勢山田	輯古帖11 (註1)	不明	朱印	不明
12	1530	享禄	3	5	山田三方紺座定書	伊勢山田	輯古帖11	三方	<b>花押印</b>	なし
13	1532	享禄	5	5	山田三方麹座定書	伊勢山田	松葉安平氏所蔵文書1	三方	<b>花押印</b>	なし
14	1533	天文	2	8	山田三方布座定書	伊勢山田	輯古帖11	三方	花押印	なし
15	1537	天文	6	11	山田三方書状	伊勢山田	徴古文府 2	三方	花押印	曽根御代官衆
16	1538	天文	7	1	山田三方書状	伊勢山田	徴古文府 2	三方	<b>花押印</b>	曽根御代官中
17	1538	天文	7	2	山田三方書状	伊勢山田	徴古文府 2	三方	<b>花押印</b>	曽根御代官中
18	1538	天文	7	5	山田三方書状	伊勢山田	徴古文府 2	三方	花押印	曽根之郷御代官衆中
19	1538	天文	7	5	山田三方書状	伊勢山田	徴古文府 2	三方	花押印	曽根之郷御代官衆中
20	1538	天文	7	6	山田三方書状	伊勢山田	徴古文府 2	三方	<b>花押印</b>	曽根御代官衆中
21	1538	天文	7	8	山田三方書状	伊勢山田	徴古文府 2	三方	花押印	曽根御代官衆中
22	1540	天文	9	12	山田三方書状	伊勢山田	御巫家退蔵文庫 (註1)	三方	花押印	陰陽師某
23	1550	天文	19	3	山田三方御器座定書	伊勢山田	徴古文府 3	三方	花押印	はかりや宗三郎
24	1557	弘治	3	8	曾根谷彦一郎則国屋敷売券(八日市証印)	山田八日市	松葉安平氏所蔵文書3	八日市郷内三村	黒印	如真御比丘尼
25	1558	弘治	4	5	幸福右馬助内正吉畠地売券(八日市証印)	山田八日市	輯古帖 4 (註 1)	八日市郷内三村	黒印	京六角堂勝蔵坊
26	1558	永禄	1	8	山田三方鰯座定書	伊勢山田	徴古文府 2	三方	花押印	なし
27	1559	永禄	2	8	久保平左衛門尉売券 (八日市証印)	山田八日市	輯古帖 1	八日市郷内三村	黒印	坂藤四郎
28	1560	永禄	3	7	大主屋源二郎宗信畠地売券(八日市証印)	山田八日市	松葉安平氏所蔵文書3	八日市郷内三村	黒印	田米多福蔵主
29	1560	永禄	3	10	朝熊門屋田地売券(八日市証印)	山田八日市	松葉安平氏所蔵文書3	八日市郷内三村	黒印	常智院
30	1560	永禄	3	11	新衛門田地売券(八日市証印)	山田八日市	松葉安平氏所蔵文書3	八日市郷内三村	黒印	常智院
31	1560	永禄	3	12	古日記写	大湊	大湊町役場所蔵文書(註2)	老若	花押印	なし
32	1562	永禄	5	2	横橋大主屋六三宗信田畠売券(八日市証印)	山田八日市	松葉安平氏所蔵文書3	八日市郷内三村	黒印	田米多福蔵主
33	1562	永禄	6	9	山田三方書状	伊勢山田	輯古帖 3	三方	花押印	なし

34	1564	永禄	7	3	半蔵門尉家利屋敷売券(八日市証印)	山田八日市	輯古帖12 (註1)	八日市郷内三村	黒印	慶徳弥次郎
35	1565	永禄	8		船々聚銭帳	大湊	大湊町役場所蔵文書(註2)	大湊老若	花押印	なし
36	1566	永禄	9	9	慶徳半衛門尉家利屋敷売券(八日市証印)	山田八日市	輯古帖 2 (註1)	八日市郷内三村	黒印	慶徳弥次郎
37	1568	永禄	11	6	宇治上郷書状	伊勢宇治	輯古帖12	宇治上郷	花押	福井主計等2人
38	1572	元亀	3	12	八幡置銭日記	大湊	大湊町役場保管文書	大湊老若	花押印	なし
39	1573	天正	1	10	出船船数日記	大湊	大湊町役場保管文書	老若	花押印	なし
40	1573	天正	1	11	大工彦衛門尉等屋敷売券(八日市証印)	山田八日市	福島大夫関係御師古文書(註1)	八日市郷内三村	黒印	不明
41	1574	天正	2	8	船之取日記	大湊	大湊町役場保管文書	大湊公界	花押印	なし
42	1575	天正	3	6	覚弘院慈延屋敷売券 (八日市証印)	山田八日市	輯古帖4(註1)	八日市郷内三村	黒印	ふんしやう寺
43	1577	天正	5	11	山田三方書状	伊勢山田	輯古帖11	山田三方	花押印	宗左衛門尉
44	1578	天正	6	2	山田三方麻座定書	伊勢山田	徴古文府 3	三方	<b>花押印</b>	はかりや二衛門尉
45	1578	天正	6	4	山田三方書状	伊勢山田	輯古帖11	三方	<b>花押印</b>	馬淵六左
46	1578	天正	6	4	山田三方書状	伊勢山田	輯古帖12	三方	花押印	龍大夫内九郎三郎
47	1579	天正	7	1	山田三方書状	伊勢山田	輯古帖11	三方	花押印	こんや十郎衛門
48	1587	天正	15	11	京十四町組汁定文	京十四町組	京都上京文書(註3)	立売町など各町	各町ごとに花押1顆	なし
49	1624	寛永	1	10	御巫清吉書状 (三方裏印)	伊勢山田	輯古帖 6	三方	裏黒印(「会合」)	三方御年寄中
50	1631	寛永	8	7	内宮二郷年寄書状	伊勢宇治	宇治会合年寄文書(註1)	不明	黒印	不明
51	1647	正保	4	10	山田三方書状	伊勢山田	輯古帖12	山田三方	花押印	野崎九郎兵衛
52	1654	承応	3	1	山田三方書状	伊勢山田	来田文書 6	なし	黒印(「会合」)	来田監物
53					山田三方書状	伊勢山田	輯古帖13	なし	花押印	福井若狭守
54				2	山田三方書状案	伊勢山田	外宮引付(註4)	三方	在判(花押印か)	内宮政所大夫
55				3	山田三方老分中書状	伊勢山田	輯古帖 2	三方老分中	花押印	高田雅楽助
56				6	山田三方書状	伊勢山田	徴古文府 2	三方	花押印	そね
57				11	山田三方書状	伊勢山田	輯古帖 2	三方	花押印	なし
58				後12	山田三方書状	伊勢山田	輯古帖 8	なし	黒印(「三方会合」)	村田又五郎

<sup>(</sup>註)出典欄に下記の註記のあるもの以外はすべて、史料の直接の典拠は東京大学史料編纂所影写本である。なお、『**俊**古文府』・『輯古帖』所収文書は、もともと影写本であるが、文書名にその旨の表記はしていない。

<sup>(</sup>註1)西山克『道者と地下人』吉川弘文館、1987年。なお「御巫家退蔵文庫」は、「御巫家退蔵文庫旧蔵古文書沽券影写」の略である。

<sup>(</sup>註2)網野善彦『増補 無縁·公界·楽』平凡社、1987年。

<sup>(</sup>註3)「日本思想大系 中世政治社会思想 下」岩波書店、1981年、64号。

<sup>(</sup>註4)「大日本史料」第8編之14(文明14年年末雑載)。

録した『近江蒲生郡志』巻五に特別の記載がないので、この文書の惣印市郷内三村がほぼ同様の黒印を用いており、印文が不明瞭なので確言できないが、特定の印が用いられていた可能性がある。しかしこれは例外きないが、特定の印が用いられていた可能性がある。しかしこれは例外きないが、特定の印が用いられていた可能性がある。しかしこれは例外的であり、とくに早い時期の中世都市の惣印はすべて花押印である。帳をみると縦長で二文字の黒印である。印文は解読できなかったが、「舟帳をみると縦長で二文字の黒印である。印文は解読できなかったが、「舟帳をみると縦長で二文字の黒印である。印文は解読できなかったが、「舟帳をみると縦長で二文字の黒印である。印文が不明瞭なので確言できないが、特定の印が用いられていた可能性がある。しかしこれは例外にあると縦長で二文字の黒印である。印文が不明瞭なので確言であると縦長で二文字の黒印を用いており、印文が不明瞭なので確言であると縦長で二文字の黒印を用いており、印文が不明瞭なので確言である。日文が不明瞭なので確言では、「大き」というという。

きな影響を与えたものと思われる。 また、一六世紀末期頃から百姓が印を使い始め、全国一様に定着する きな影響を与えたものと思われる。 また、一六世紀末期頃から百姓が印を使い始め、全国一様に定着する まな影響を与えたものと思われる。 も個人の印ではなかろうか。

になったことから、惣印は生まれたといえよう。として、惣判を据えていた村の年寄身分の者が個人的に印を用いるよう以上の点から、都市惣印の形成及び都市からの捺印慣行の流入を背景

# 母村落名署判と村の公印

する公印)への道筋について見通してみよう。最後に、惣判・惣印から「村の公印」(村の名や村の役職名を印文と

定書 128番 ひきつづき、今堀村において村落名署判は用いられていく。 落名に個人の判や印を付したものを「村落名署判」と呼ぶことにしよう 置に「今堀村」の村名に花押が据えられているのである。このように村 に一七世紀中期までは、惣中文言が用いられていたことが確認できる。 ている。 の見通しを示しているが、具体的な例を挙げて跡づけてみよう。 みられる現象は、惣中文言の消滅である。この点はすでに川嶋氏も同様 今堀郷を例にとると、寛永一六年(一六三九)今堀惣分定書 個人の判や印 七世紀中期に惣中文言が消滅し、村落名署判が登場する。 方、さきにみた正徳二年(一七一二)保内郷柿法度には、署判の位 (表2の13番)に「一色村惣中」の惣中文言がみられる。このよう は惣判・惣印を伴わないが、「今堀惣分」という惣中文言を用 惣印を伴うものとしては、 (すなわち私印)から公印への変化にさきだって、 同じ蒲生郡内の寛永五年一色村惣中 その後も (表1の まず

判・惣印から村落名署判への変化がみられたのである。「惣中」から「村」へ。公印が出現する前提として、惣中文言及び惣

①村の公印は、近世後期に成立した。近世後期とは、笹本氏のあげていとめると、つぎのようになろう。 さて、村の公印に関する笹本氏の主要な論点を本稿の関心に寄せてま

全体からみてきわめて少数である。②多くの村では私印(庄屋の印など)を捺しており、村の公印の事例はる事例からみて、一八世紀中期頃を意味しているようである。

③文書の村継請印や年貢割付状割印など、個人ではなく村が責任をもっ

④私印ではなく公印を用いるのは、特定の個人による恣意的な村の行政(おこなわなければならない場合に、村の公印が用いられた。

運用を避けるためである。

がある。
⑤村の公印成立の背景には、庄屋役が特定の家から分離するという事態

ここから惣判・惣印の性格も一段と鮮明にみえてくる。と成立の背景(⑤)に注目してみよう。④・⑤は互いに密接に関わるが、と興味深い問題がうかんでくる。たとえば、村の公印の使用理由(④)これらの指摘とこれまでの本稿での論点をつきあわせると、いろいろ

村落内部文書における惣判・惣印の成立には年寄衆・座衆身分によるといてくる。

化が第三段階といえよう。一八世紀中期における村落名署判(書き判・私印)から村の公印への変村落名署判への変化を指摘した。この村落名署判を第二段階とすると、ところで、さきに一七世紀中期における惣中文言(惣判・惣印)から

まっている状況といえよう。たという事実は管見の限りみられない。これは、いわば第二段階でとど文言にかわって村名記載がみられるようになるが、村の公印が作成され山国荘域の村落では、(実質的)惣印が用いられ、近世になると惣中

村落名署判は頻繁にみられたが、村の公印は見当たらない。同地域では惣判・惣印が顕著にみられた今堀郷や現八日市市域の近世村落でも、

いえるだろう。 笹本氏の村の公印未成立に関する指摘とがかみ合っている典型的事例と年寄衆から村役人をだすという慣行が濃厚であるという水本氏の指摘と

える村落の方が一般的なのかもしれない。本説をふまえると、むしろ第二段階のところにとどまったまま近代を迎がそのまま村の公印成立につながっていくわけではなさそうである。笹いずれにせよ、惣判・惣印から村落名署判へ変化したとしても、それ

## おわりに

について言及しておきたい。
きたことであろう。そこで、今回の作業の結果から得られた今後の課題物判・惣印や村落名署判及び村の公印に関する自分なりの論点整理がで印論は笹本説を要約・再論したにすぎない。唯一の成果といえるのは、以上で本論を終えるが、ほとんど旧稿の域をでておらず、また村の公以上で本論を終えるが、ほとんど旧稿の域をでておらず、また村の公

う。

本稿では、惣判・惣印の意味を鮮明にするために村落内部文書に限定することになったように、惣判・惣印を据える文書の種類や惣判・惣印ケ陥でもある。本稿でも後半の❸・❹では対外的な村落文書を主に議論して検討をした。この点が本稿における考察の利点であり、また大きなして検討をした。この点が本稿における考察の利点であり、また大きなして検討をした。この点が本稿における考察の利点であり、また大きなして検討をした。

の理するわけにはいかないだろう。 一数のである。このような申状を案文や写として一概に で、しかしその一方で、判を伴わない「百姓等」署のみの百姓等申状も、 百姓等申状は荘園領主からは信用されず用いられなかったと指摘してい で、しかしその一方で、判を伴わない「百姓等」署のみの百姓等申状も、 のような申状を案文や写として一概に で、しかしをの一方で、判を伴わない「百姓等」となったと指摘してい のは、百姓等申状のとは、連署判のない

言とその署判についてはほとんど検討されていないようである。最近の百姓等申状研究でも署判の問題は注目されているが、「百姓等」文注目すべきは、百姓等申状における「百姓等」という署(判)である。

49、52、58)。この動きと笹本説とをあわせ考えると、山田では、一五世紀末期以降、花押印を用いていたが、一七世紀前期か山田では、一五世紀末期以降、花押印を用いていたが、一七世紀前期か

- ①一五世紀末期都市共同体の花押印→
- ②一七世紀前期都市共同体の特定の印文がある印(公印)→……

③近世後期の宿場問屋印 (→④村の公印)

という流れがみえてくる。

重視してこの流れに位置づけるとしたらどうだろうか。特定の印文をもた一七世紀初頭の堅田の黒印(表2の11番)を、堅田の都市的な性格をこの②の段階のものとしてとらえることができるのではなかろうか。ま伊勢山田の八日市郷内三村の黒印は、一六世紀後期で時期は早いが、

ではなかろうか。そうであるならば、たない舟頭惣代の個人の印である点から、堅田の黒印は①に相当するの

- ①一五世紀末期以降の都市共同体の花押印・個人印→
- ②一六世紀後期以降の都市共同体の公印→……

③近世後期の宿場問屋印 (→④村の公印

らららしこり荒れま、狙いステッというようにみることができよう。

かねばならない。
今後、他の中近世都市の事例を詳細に検討し、正確な構図に修正していう後、他の中近世都市の事例を詳細に検討し、正確な構図に修正してい違や段階的な把握の可否、とくに②と③の間の問題など、課題は多い。

は、物中文言の消滅する一七世紀中期から村の公印とは上を用り公司と告が が、物中文言の消滅する一七世紀中期における物判・物印から村落名署 中期までの時期はいちおう村落名署判の時代といえるが、具体的な検討 は不十分である。とくに一七世紀中期における物判・物印から村落名署 中期までの時期はいちおう村落名署判の時代といえるが、具体的な検討 に対する理解も深めてくれるにちがいない。

な作業にすぎない。の関連を考慮するべきであろう。本稿は、これらの考察のための予備的の関連を考慮するべきであろう。本稿は、これらの考察のための予備的つけてみるまえに、それぞれの印の「背景」と「場」と「成立時期」といずれにしても、一六世紀前期の「山科」印を近世後期の公印に結び

(一九九八年三月一五日成稿)

註

多惣中山売券(岡田家文書)。 山科七郷書状(清水寺文書、『清水寺史』一巻二八九頁所収)、天文七年一二月久山科七郷書状(清水寺文書、『清水寺史』一巻二八九頁所収)、天文七年一二月、川嶋将生「惣の印・惣の花押」(『立命館文学』五四九号、一九九七年)。本稿に(1) 川嶋将生「惣の印・惣の花押」(『立命館文学』五四九号、一九九七年)。本稿に

- (2) 峰岸純夫「村落と土豪」(『講座日本史』三、東京大学出版会、一九七〇年所収)
- 3 雄山閣出版、一九八六年所収。 薗部寿樹「中世惣村定書の署判に関する覚書」、『古代中世の政治と地域社会』、
- 4 の連署判を意味するものと思われる。 ○四九一号)の裏書に「吉書惣判等」とある。この「惣判」は、御修法請僧全員 嘉暦四年(一三二九)後七日御修法請僧交名(東寺百合文書ろ、『鎌倉遺文』三

荘の調査報告書にも、「三舩宮神能諸建物絵図」の表題で翻刻され、簡単な解説 査報告書』Ⅱ、一九九三年、四六~七、六一頁)。 が付されている(東京学芸大学日本中世史研究会編・発行『紀伊国荒川荘現地調 の写本作成の際に「庄中惣判」と略記したものと思われる。なお本絵図は、荒川 一三五頁)。これは、この絵図正本に据えられていた「庄中」の連署判を、絵図 一「紀伊国荒川荘」、石井進編『中世のムラ』、東京大学出版会、一九九五年所収 延宝五年三船神社遷宮絵図写に、「庄中惣判」とある(三船神社所蔵。則竹雄

文に記したようにそれぞれ用いることとする。 押)を指示しており、村落集団のマークという意味で用いられたものである。 本稿では、このような史料上の用例とはひとまず切り離して、惣判・惣印を本 また、後述する山国荘の近世の記録には、「惣しるし」(惣印) という記載があ (表5の33番)。これは、同荘の村落集団名に付された特殊な略押(木印形略

- のこと。村落の日記については、榎原雅治「日記とよばれた文書」(『史学雑誌』) 蘭部論文及び同「中世惣村文書の形成」(『史潮』新二三号、一九八八年)を参照 ○五編八号、一九九六年)を参照されたい。 村落定書に代表される村落内部文書の基本的な性格については、前掲註(3)
- (6) 前掲註(3)に同じ。
- 7 古老・住人身分や乙名・村人身分などの村落内身分については、蘭部寿樹「中 |村落の諸段階と身分」(『歴史学研究』六五一号、一九九三年)を参照のこと。
- 8 要な意味をもつ。この点は、今後、対外的な村落文書を分析する際にも注意して 料においてその違いを読み分けることは、その史料を読解し位置づけるうえで重 単なる地名表示以上に積極的な意味がこめられたものがみられる以上、一々の中 ある。また村落名の記載でも、それが単なる地名表示ではなく、惣中文言として とを十分に注意して読み分けることをしてこなかったのではないか、という点で 村落集団の意思を示した例もみられるから、ことはやっかいではある。しかし、 いくべきであろう。 今回強く反省したのは、これまでの村落史研究において村落名表示と惣中文言
- (9) 水本邦彦「村と村人」、同『近世の郷村自治と行政』、東京大学出版会、一九九 三年所収。

- <u>10</u> 固有の花押の「代用」としている点には、言葉尻をとらえるようであるが、違和 し、惣判が村落集団のマーク(の代用)であったのかどうかは、自明な事柄では 有符号(マーク)であったことを(自明の)前提とするものだからである。しか 感を覚える。なぜならば、ここで「代用」というのは、惣判がもともと集団の固 前掲註(3)薗部論文。なお、水本・川嶋両氏ともに個人が据えた惣判を村落
- 素をもつ書状であり本稿の検討範囲外であるが、貴重な参考事例として挙げてお が村落上層者個人の判であることを示す重要な指摘である。この文書は対外的要 「惣庄」の署に同荘侍衆の利倉安俊の判が据えられているという。これは、惣判 川嶋論文によると、年未詳一一月山城国上久世惣庄書状(東寺百合文書そ)の
- (12) 表2の9番の惣判が田中久蔵の花押であるという指摘は、『日本思想大系 四号)にみられる。また別の史料(表1の9番)に、「田中久蔵殿御きしん下地」 の花押は、天正一七年三月田中久蔵等下地寄進状(『今堀日吉神社文書集成』三五 世政治社会思想「下』(岩波書店、一九八一年)二一五頁の頭註による。田中久蔵 (傍点は筆者による)と記載されている。
- <u>13</u> 三年)をとりあえず参照のこと。 氏人については、薗部寿樹「中世惣村の変貌」(『日本歴史』四二一号、一九八
- (4) 後述するような年寄衆による村落運営の動揺と惣判の形成との関連からみて、 一五世紀前期の賀太惣荘宮座に何らかの動揺があったのかもしれない。
- 前掲註 (7) 薗部論文。
- 16 15 この点については、前掲註(3)及び註(5)薗部論文を参照のこと。
- 17 前掲註 (3) に同じ。
- 18 前掲註(3)薗部論文を参照のこと。 多数連署判が強制的な規制遵守の誓約という意味をもっていた点については、

以下の詳細は、前掲註(3)薗部論文を参照のこと。

 $\widehat{20}$ 前掲註 (7) 薗部論文。

<u>19</u>

- (21) 薗部寿樹「中近世移行期村落における年寄衆・座衆身分の意義」、『米沢史学』 一一号、一九九五年。
- 画期とは全体の趨勢として惣判の形成を意味していたものということができよう。 転換をひとつの画期とみていた。この点を本稿の趣旨に照らし合わせれば、その 前掲註(3)薗部論文は、今堀郷において衆議文言から「今堀惣中」署判への
- $\widehat{24}$ 勝田至「中世史研究と民俗学」、『日本歴史民俗論集』一巻、吉川弘文館、一九
- 同家については、竹田聴洲『近世村落の社寺と神仏習合』(同著作集四巻、一九九 須河家は、山国荘黒田宮村に居住する名主家で、宮野明神の社家でもあった。

七年、国書刊行会)一〇四~六頁を参照のこと。

- 「小」から「芥」にかわったようである。番)。一六世紀後期から一七世紀後期の間に、黒田下村の惣判(木印形略押)は2) 元禄期の記録では、黒田下村の「惣しるし」は「芥」となっている(表6の21
- (いずれも『国立歴史民俗博物館研究報告』六九集〈一九九六年〉所収)を参格』「高野山文書」、深谷克己「由緒地域の村役人家」、新谷尚紀「家の歴史と民おける水利と村落」、深谷克己「由緒地域の村役人家」、新谷尚紀「家の歴史と民おける水利と村落」、深谷克己「由緒地域の村役人家」、新谷尚紀「家の歴史と民おける水利と村落」、深谷克己「由緒地域の村役人家」、新谷尚紀「家の歴史と民おける水利と村落」、深谷克己「由緒地域の村役人家」、新谷尚紀「家の歴史と民おける水利と村落」、深谷克己「由緒地域の村役人家」、新谷尚紀「家の歴史と民おける水利と村落」、深谷克己「由緒地域の村役人家」、新谷尚紀「家の歴史と民治」、江江。
- (28) 中近世の山国荘については、前掲註(24) 竹田著書を参照のこと。同書による(28) 中近世の山国荘については、前掲註(24) 竹田著書を参照のこと。同書による(28) 中近世の山国荘については、前掲註(24) 竹田著書を参照のこと。同書による(28) 中近世の山国荘については、前掲註(24) 竹田著書を参照のこと。同書による(28) 中近世の山国荘については、前掲註(24) 竹田著書を参照のこと。同書による(28) 中近世の山国荘については、前掲註(24) 竹田著書を参照のこと。同書による(28)

緒を回復するためという同書に記された編纂意図を追認するのみで、その背景にたことについては、天正七年(一五七九)の明智光秀の侵攻によって失われた由をはかるものとされている。しかし、中近世移行期にこのような由緒書が書かれたとえば、天正四年(一五八六)に書かれた「天正由緒書」は、名主の権威化

ある村落内身分をめぐる状況に対しては十分に掘り下げられていない。

屋があろう。 屋する必要があろう。 というは逆に、竹田氏が精力的に解明した近世の山国惣荘宮座のありかたから というは逆に、竹田氏が精力的に解明した近世の山国惣荘宮座のありかたから というは逆に、竹田氏が精力的に解明した近世の山国惣荘宮座のありかたから というは逆に、竹田氏が精力的に解明した近世の山国惣荘宮座のありかたから というは逆に、竹田氏が精力的に解明した近世の山国惣荘宮座のありかたから というは逆に、竹田氏が精力的に解明した近世の山国惣荘宮座のありかたから というは逆に、竹田氏が精力的に解明した近世の山国惣荘宮座のありかたから

- ものについては、表7の末尾に記したように両著書に依拠した。西山・網野両著書に指摘のある史料で同所の影写本・写真帳にみあたらなかった東京大学史料編纂所架蔵の影写本及び写真帳で史料を検索・確認した。しかし、や網野善彦『増補 無縁・公界・楽』(平凡社、一九八七年)などを参照しつつ、や網野善彦『増補 無縁・公界・楽』(平凡社、一九八七年)などを参照しつつ、表7の作成にあたっては、西山克『道者と地下人』(吉川弘文館、一九八七年)
- (一〇八一頁)。 《一〇八一頁)。
- 文館、一九六八年、六一二~四頁)所収。(31) 年未詳正月雑賀惣中書状、蓮乗寺文書、井上鋭夫『一向一揆の研究』(吉川弘
- 科Ⅱ所収。以下、同町共有文書の出典は、同書による。(32) 正徳二年七月保内郷柿法度(柴原南町共有文書二号、『八日市市史』六巻

史

- 前掲註(9)に同じ。
- 七月渋柿直段定証文(同八号、「日野塗師当番」の文言と印)、宝暦二年渋柿直段保一八年七月渋柿直段定証文(六号、「日野塗師当番中」の文言と印)、寛保元年ら六人の連印)、享保四年七月塗師覚書(同四号、「塗師当番」の文言と印)、享ら七人の連印)、正徳三年七月渋柿直段定証文(同三号、日野堅地町三郎左衛門(34) 正徳元年七月渋柿直段定証文(柴原南町共有文書一号、日野杉野神町作右衛門

定書(同一○号、日野塗師当番惣代宗兵衛の署と印)。

- 号)。 保内郷柿相談定書(同七号)、寛保三年七月柿売買につき保内郷寄合定書(同九(35) 享保一七年七月保内郷柿相談定書(柴原南町共有文書五号)、享保二○年六月
- (36) 笹本正治「近世百姓印章の一考察」、『史学雑誌』八九編七号、一九八〇年
- (37) 笹本正治「近世の村の公印」、『列島の文化史』七号、一九九〇年。
- 42番の一一通である。 は番の一一通である。 は番の一一通である。 は番の一一通である。 は一種の口では、これが八日市郷内三村の文書は、表7の24、25、27~30、32、34、66、40、たらとれるものが複数確認できる。これが八日市の「日」を示すとすれば、特定の印文(たとえば八日市郷など)をもった印が用いられていた可能性が考えら定の印文(たとえば八日市郷内三村の印は、二重丸に漢字を複数陽刻した黒印である。 伊勢山田の八日市郷内三村の印は、二重丸に漢字を複数陽刻した黒印である。
- ている。 お、その他の一式村共有文書は、現在、滋賀大学経済学部附属史料館に寄託され(3)(滋賀県神崎郡)永源寺町教育委員会のご教示による。記して感謝したい。な
- (40) 前掲註(36) に同じ。
- や黒印と機能の面で本質的な差異はないと思う。合は、通常の朱印と異なり、宗教的な色彩も強い。しかし、いずれにしても惣判重営層の恣意性を助長し固定化する傾向が比較的強いであろう。また赤塚村の場(4) 赤塚村の事例のような朱印の惣印は、惣判や黒印の惣印よりも高圧的で、村落
- 一九八六年所収。(4))入間田宣夫「逃散の作法」、同『百姓申状と起請文の世界』、東京大学出版会、(
- 一九九四年所収)など。(4) 山本隆志「荘園制と百姓等申状」(同『荘園制の展開と地域社会』、刀水書房、
- ちで惣判のあるもの二○通)確認している(都市関係は除く)。またその他に、惣中文言のある起請文、売券、紛失状証判などを九六通(そのうまたその他に、惣中文言があるものは一八六通、惣判・惣印のあるものは一六通である。請文・書状は、中世前期を中心に三五六通である(一七世紀中期の分まで)。そ(5) いまのところ、筆者が把握している「住人等」や「百姓等」などの解文・申状・り、いまのところ、筆者が把握している「住人等」や「百姓等」などの解文・申状・
- この点を具体的に考察した好論である。《前掲註(5)薗部論文〉。前掲註(5)薗部論文》。前掲註(5)榎原論文は、日記という文書を通して、46) 筆者は以前から荘園文書と村落文書の関連について考察する必要を感じていた

- があろう。この点も他日を期したい。諸社会集団における意思表明のありかたのなかで惣判・惣印を考察していく必要また「神人等」や「寺僧中」などの署判からうかがえるように、中世における

(山形県立米沢女子短期大学、国立歴史民俗博物館共同研究員)

#### On the Sou-han and Sou-in in the Medieval Villages of Japan

SONOBE, Toshiki

This paper discusses the "Sou-han" and the "Sou-in", which are the seals imprinted under the names of a village group at the signature position in documents.

Village names or village group names given at the signature position in documents, when they are issued outside the community, are often written simply to specify the sender's name. Therefore the author limits the discussion to an internal document whose functions (documentation, transmission and preservation) are complete within a village group. In case of internal village-documents, village name descriptions are scarcely observed. Instead, in many cases are found the names of the village group together with the "Sadame-mongon", or the "Shugi-mongon". The "Souchū-mongon" include signatures of the village group name, Sadame-mongon and Shugi-mongon. They were intended to stress the enactment of village documents by locating them at the position of the seal.

The *Sou-han*, being found since the 16th century, is a seal which Tosiyori in the ranks of Tosiyori-shu and Za-shu imprinted personally in the *Souchū-mongon*. This procedure was one of the policies by which the group of Tosiyori-shu and Za-shu intended to maintain the village management, coping with the shake-up in the transitional periods from the medieval to the modern.

The Sou-in appears in the beginning of the 17th century. It originates from the Tosi-Souhan established in cities at the end of the 15th century. The Sou-in becomes established under the direct influence of the Shuinjou and with the spread of seal use from cities to counties. The Souhan and Sou-in are used to secure the justification of the Souchū-mongon, and there are no practical difference between the two.

During the middle of the 17th century, the *Souchū-mongon*, *Souhan* and *Sou-in* disappear, followed by the establishment of the "*Sonrakumei-shohan*", which features a seal or a private seal printed with the village's name. Then in the middle of the 18th century, the "Village's official seal" appears. It includes the names of villages or the official positions. Many villages, however, arrived at the modern age without having village's official seals.

Several issues remain to be discussed in the future: an examination of the Sou-han and Sou-in on village documents in general, the relation between seals on farmer's allegation documents and the Souchū-mongon and Souhan, and the background that gave rise to the change to the Sonrakumei-shohan.